

(様式5)

市民意見募集手続の結果について

- 1 計画等の案の名称 上田市協働のまちづくり指針の見直し(案)
- 2 募集期間 令和2年1月31日(金曜日)から令和2年2月29日(土曜日)まで

3 実施結果

(1)件数 14件(9人)

(2)提出方法

持参	郵便	電子メール	ファクシミリ	計
5件(5人)	5件(2人)	4件(2人)	0件(0人)	14件(9人)

4 意見に対する市の考え方

【指針案を修正・追加する】

No.	意見区分	意見の概要(要旨)	市の考え方
1	P3 地域コミュニティの定義	地域コミュニティの定義の「住民自治組織(まちづくり組織)は地域コミュニティに含まれます」の表現は、指針後述内容に対して不明瞭のため、もう少し定義を明確にしてほしい。	「地域コミュニティ」の定義は上田市自治基本条例第2条第1項第5号の規定を引用しています。の部分、住民自治組織(まちづくり組織)が地域コミュニティに含まれることを注釈したものです。 御指摘の住民自治組織に係る説明文を5ページに追記します。
2	P3 他	自治会と住民自治組織の役割分担を明確にしてほしい。	説明文は、5ページに追記します。また、10ページの自治会の役割を修正します。
3	P3 役割及び責務	「市」の説明文で「地域コミュニティの活動が促進されるよう公益性を有する個々の活動又は連携した活動に対して必要に応じて支援を行います」となっているが、どのような支援を行うのか具体的に記載してほしい。	具体的な支援内容については、8ページに追記します。

4	<p>P10 期待される各主体の基本的な取組(役割)</p>	<p>自治会の枠内「住民間の親睦や福祉向上に取り組む」とあるが自主防災組織及び活動、環境衛生及び整備、美化活動、ゴミ処理・指導・監視、伝統文化、歴史保存、PTA(支部)連携事業、公民館分館活動、社協連携、葬儀等々にまで及ぶ住民と生活自治のほぼすべてを自治会に負担させておいて親睦や福祉等との表現はあまりに自治会軽視の表れと明らかな誤認識である。この現実、将来的にも広域を対象としている住民自治組織が担うことは相当な未来にならないと難しいと思えるし、自治会の伝統としての誇りや歴史等々を否定していくことになる。しかしながら、行政がこれらを住民自治組織に積極的に望むならばもっとしっかりした未来デザインと行動計画、具体的施策を提示してほしい。</p>	<p>いただいた御意見を参考に、10ページの自治会の役割を修正します。</p> <p>住民自治組織のあり方については、これまでも各住民自治組織での会議の他、住民自治組織の代表者と市との情報交換の場である「全体会議」、設立の準備会組織に当たる「地域経営会議」等において説明を行っているところですが、市民の皆様にご理解いただけるよう引き続き丁寧な説明に努めてまいります。</p>
5	<p>P13 (1)推進体制づくり 財政支援・制度検討</p>	<p>5年経過の見直し後も依然「協働を推進するための必要な制度を検討する」とはいかがか。</p>	<p>協働を推進するための制度は、社会情勢の変化や住民のニーズなどを踏まえながら、新設し、必要に応じて見直す必要があることから修正します。</p>

6	全体	本文中の随所に自治会の表記があるが、これは自治会連合会や地区連も含まれているのか？ 含まれているとすればそれぞれ機能が違うと思うので説明が必要です。	「自治会」の表記は、見直し前の指針に「地域コミュニティ」あるいは「市民活動団体等」といった一括表記だったものから「自治会」と「住民自治組織」を取り出して、「市民活動団体等」との区別を図ったものです。 「自治会」の表記には、自治会連合会や地区自治会連合会も含めたものとして使用していますので、説明文を5ページに追記します。
---	----	--	---

【検討の結果、計画案に反映しない】

No.	意見区分	意見の概要(要旨)	市の考え方
7	P10 市の基本的な取組(役割)	「協働の推進に向けて、職員の意識改革や能力の向上を図る」の「意識改革」の前に「相手の立場に立った(相手を重んじた)」を追記したらどうか。	上田市自治基本条例第12条には、職員の責務として、職員は単に職務を遂行するだけでなく、「市民の視点に立って職務を遂行するとともに、自らも市民であることを自覚し、市民の一員としてまちづくりに積極的に参加すること、また、「職員は、高度化する行政需要に的確に対応するため、職務に必要な知識の習得及び技能の向上に努める」ことが規定されています。御指摘いただいた御意見は「職員の意識改革」の中に包含されることから記載のとおりとさせていただきます。
8	P14 (2)情報共有と市民活動への支援 地域内分権の確立	まちづくりの基本は住民と行政の協働としながら具体的な実行面では、見直し後も住民(自治組織)が主体で行政は支援としている。基本的な考え方と具体策が矛盾している。	住民自治組織については、合併時の新市建設計画の中で、新たな住民自治の仕組みとして、「コミュニティ活動団体のネットワークを強化し、住民と行政の協働による取組を具体化する組織となる住民自治組織の設立を推進」することが明記されています。 市では合併以降、地域内分権の確立に向けて、4つのステージを設定し、各種施策を進めており、現在は最終工程

			<p>である第 4 ステージにおいて住民自治組織の設立促進と市の支援体制の整備に取り組んでいるところでありますので、本項目については記載のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、本指針では協働を行う各主体に行政(市)も含めており、7 ページ及び 10 ページにその旨を記載しています。</p> <p>また、協働の相手方を住民自治組織に限定しているわけではなく、自治会や市民活動団体、NPO 法人など、まちづくりに取り組む多様な主体への財政的、人的支援による協働を進めて、まいります。</p>
9	その他	住民自治組織のあり方や運営方法に関するご意見	<p>本指針は、協働を推進していくための基本的な考え方や方向性をまとめたものであり、住民自治組織のあり方や運営方法等については、地域の特性や自主性を尊重しているため、指針の中に具体的に記載することは考えておりません。</p> <p>いただいた御意見につきましては、貴重な御意見として各地域の担当課に申し伝えますので、御理解をお願いします。</p>

類似の意見はまとめて回答しているため、提出件数と一致しません。